

改正案	現行
第五条 会議は原則として公開する。 第六条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項その他若年者の職業能力開発に関する事項を調査審議させるため、若年労働者部会（以下「部会」という。）を置く。 第七条（略） 第八条 部会が、勤労青少年福祉法第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。	第五条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項を調査審議させるため、勤労青少年部会（以下「部会」という。）を置く。 第六条（略） 第七条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。